

## 地域クラブ(休日部活動の地域展開)に関するQ&A

(令和7年10月14日改訂版)

### 【地域クラブとは】

Q. どうして休日の部活動がなくなるの？

A. 生徒数の減少により部活動の維持が難しくなることや教員の働き方を改革する対策として、国は中学校部活動のあり方を見直すことを決定しました。これを受けた鎌子市では令和8年4月から中学校の休日の部活動がなくなります。平日の部活動はこれまでどおり継続します。これを受けて、生徒の皆さんには休日の過ごし方を自由に選択できるようになります。

Q. 休日はどのように過ごせばいいの？

A. 平日の部活動と同じ種目を選択することも可能ですし、学習塾やピアノ教室、スイミングクラブ、民間のクラブチームなどの活動に加えて、市が設置する地域クラブが選択肢として増えます。これにより平日の部活動と異なる種目のスポーツや文化活動にもチャレンジできる機会が増えます。

Q. なぜ令和7年度は鎌子中と西中の一部の部活動が対象なの？

A. 市教育委員会では、令和5年度に地域クラブに対する考え方を把握するため生徒と保護者、教員を対象にアンケートを実施しました。その結果を踏まえて準備を重ね、令和7年10月(新人戦終了後)から鎌子中と西中の8つの部活動で実証事業(モデルケース)を行い、課題の洗い出しと検証を行います。この実証事業の対象ではない部活動は曜日に関係なくこれまでどおりの活動を行います。

Q. 一中、二中、三中の生徒はいつから参加できるの？

A. 一中、二中、三中の生徒は令和8年4月から鎌子中と西中で行われる地域クラブに参加できます。

### 今後の地域クラブ展開スケジュール

	令和7年10月～	令和8年4月～	令和9年4月～
一 中	今までどおりの部活動	基本は鎌子中で行う地域クラブに参加 ※西中で行う地域クラブにも参加可能	基本は西中で行う地域クラブに参加 ※鎌子中で行う地域クラブにも参加可能
二 中	今までどおりの部活動		
三 中	今までどおりの部活動		
鎌子中	実証事業スタート ▶対象外の部活動は今までどおりの活動を継続		
西 中			
共通事項		▶生徒にアンケートを実施し、なるべく平日部活動の単位で地域クラブ化を実施します。 ▶参加人数が不足する競技・種目は合同の地域クラブ化を実施します。	

【注意】地域クラブは平日の部活動を休日に実施することではありません。

Q. 学校別に部活動単位で地域展開するのですか、複数校合同で移行するのですか？

A. 令和7年10月(新人戦終了後)からは、鎌子中と西中で学校別に部活動単位で移行します。対象ではない部活動はこれまでどおりの活動を継続します。令和8年4月からは一中、二中、三中は鎌子中と西中で行う地域クラブに参加できます。ただし、各校の休日地域クラブの部員数が試合に出られる人数を下回る場合には、合同クラブになる場合があります。令和8年4月からの地域クラブは、事前に対象者へ希望する種目のアンケートを実施します。

**Q. どんな競技種目を考えていますか？**

A. 令和7年10月(新人戦終了後)からは、銚子中で、①陸上、②女子バスケットボール、③サッカー、④野球、⑤女子バレー、⑥卓球の6種目、西中で、①陸上、②サッカーの2種目を休日の地域クラブ活動として展開します。この種目は生徒のアンケートを基に決めたものです。令和8年4月以降は、市内すべての中学生の希望調査を基に、休日の地域クラブ活動種目を決定します。希望者が少ない種目や試合に出場可能な人数が確保できない場合は複数校合同の地域クラブとなる場合があります。

**Q. 休日の地域クラブの参加は自由ですか？**

A. 参加は自由です。休日は習い事や民間のクラブチーム、趣味など自分が取り組んでみたい事にチャレンジする機会が増えます。

**Q. 自分の学校に希望の部活動がない場合、他校の休日地域クラブに参加できますか？**

A. 令和7年度は銚子中の6種目と西中の2種目に限って新人戦終了後から実証事業として地域移行を行います。対象ではない部活動はこれまでどおりの活動を継続します。令和8年4月からは銚子中と西中を会場にして地域クラブを展開します。一中、二中、三中の皆さんは銚子中と西中の地域クラブに参加できます。お

**Q. 平日部活動と異なる競技の休日地域クラブに参加できますか？**

A. 令和8年4月からは可能になります。ただし、小中体連や各競技団体のルールにより、選手として大会に参加できる競技はどちらか1つに限定される場合があります。

**Q. 休日地域クラブは土曜日午前の3時間と決まっているのですか？**

A. いいえ。体育館やグラウンドなどの学校施設の利用が重なる場合があるので、土曜日の午後や日曜日の午前になる場合もあります。活動時間は3時間以内を目安としています。

**Q. 文科系の部活動はどうなりますか？**

A. 吹奏楽部など文科系の部活動についても休日の部活動は行いません。特に吹奏楽は学校内の活動場所や楽器の保管場所の課題があるため、平日と異なる場所での実施が難しいためです。平日の部活動と同じメンバーで休日に活動したい場合には地域クラブとして活動いただくことになります。その場合は顧問の先生と相談して決めなければなりません。

**Q. 休日地域クラブに参加しないことも可能ですか？**

A. 可能です。休日は部活動とは別の習い事やクラブチームへの参加、勉強、自分の自由時間などとしても構いません。

**Q. 今の学校に希望する種目の部活動がないのですが、どうすればよいですか？**

A. 現在でもJリーグ下部チームや野球のシニアリーグ、スイミングクラブ、体操クラブなど、学校部活動以外の活動に取り組んでいる方がいます。自分に合ったものを選択して取り組んでください。また、学校の部活動にない種目でも希望者が多い場合は地域クラブで設立することも可能です。

## 【指導者について】

**Q. 地域クラブの指導は誰がやるのですか？**

A. 市の委託事業者が指導者を確保します。指導者は競技経験2年以上、指導経験2年以上、各種資格の有無、指導に対する熱意、人間性などを基準に選考します。また、学校の教員が兼業兼職の許可を得て希望する種目の指導者になることも可能です。指導者には法令順守(コンプライアンス)研修、普通救急救命講習、ハラスメント防止研修などを実施します。雇用形態は市の委託事業者との業務委託契約となります。

Q. 平日部活動の顧問の指導方針をどうやって引き継ぐのですか？

A. 平日部活動の顧問と休日地域クラブの指導者との間で隨時ミーティングを行い、指導方針や生徒の状況などの情報共有を図ります。

Q. 指導者は何人くらい派遣されますか？

A. 1クラブにつき原則2人を想定しています。ただし、指導者が確保できない場合はクラブを立ち上げることができません。その場合には同一種目の他の地域クラブと合同実施となる場合があります。令和7年度中は指導者が確保できない種目は休日も部活動を継続することになります。

Q. 1クラブの最低人数の設定はありますか？

A. 1クラブにつき15人を最低実施人数の目安としています。ただし15人を下回っても実施可能な競技の場合には指導者数を1人にするなど柔軟に対応します。人数が少ない場合には他の同一種目の地域クラブと合同になる場合があります。

#### 【保護者の参加同意について】

Q. 参加するためには手続きが必要ですか？

A. 参加意思の確認方法として書面またはオンラインでの申し込み手続きが必要となります。この場合、保護者の同意は必ず必要になります。

Q. 保護者向けの説明会は開催しますか？

A. 保護者向けの説明会はオンラインで2回開催しました。説明会の動画は専用ホームページ「地域クラブジャパン」で配信していますのでご覧ください。また、市の委託事業者が専用のコールセンターを設置していますのでお問い合わせください。

#### 【活動に必要な物品について】

Q. 平日部活動と区別する場合は休日専用の用具が必要になりますか？

A. 当面は学校別の部活動単位で地域展開するため、平日部活動の用具をそのまま使用します。

Q. 休日地域クラブのためにユニフォームを作ったり用具を購入する必要がありますか？

A. 当面は学校別の部活動単位での地域展開となるので、平日部活動のユニフォームと用具をそのまま使用します。令和8年4月以降に、複数中学校の合同や地域クラブで大会等へ出場する場合は、隨時相談しながらユニフォームをどうするかなどを決めることになります。

#### 【活動場所について】

Q. 平日部活動と同じ学校の施設を使用できますか？

A. 平日部活動と同じ場所で地域クラブの活動ができるよう学校と調整します。

Q. 活動場所までの移動手段はどうしたらよいですか？

A. 基本的に活動場所は通学している学校の施設を利用しますので平日の登下校と同じです。ただし、令和8年度の一年間に限って、一中、二中、三中の生徒は統合前の銚子中や西中の地域クラブに参加することになりますので、平日の登下校とは異なる移動手段を考えなければなりません。

Q. 西中のスクールバスは休日も運行されますか？

A. 休日の地域クラブ活動は任意参加となるため、令和8年4月以降は休日のスクールバスを運行しません。JRの通学定期券（市の購入補助あり）を利用して曜日と時間帯に関係なく移動することが可能になります。通学定期券の利用を希望する際は学校へご相談ください。

## 【費用負担について】

Q. 地域クラブの参加には費用がかかりますか？

A. 地域クラブは学校の管理下ではありませんので、活動中のケガなどを補償する傷害保険に加入する必要があり保険料をご負担いただきます。また、活動で使用する用具の準備や指導者の謝金など地域クラブの運営に必要な経費の一部を会費としてご負担いただきます。民間のクラブチームや習い事の会費や月謝に相当するものとご理解ください。

Q. 地域クラブで大会や練習試合に参加する際の交通費はどうなりますか？

A. 各自の負担となります。

Q. 傷害保険料がなぜかかるのですか。公費(市の税金)で負担できないのですか？

A. 平日部活動は学校の管理下の活動として独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険が適用されますが、その保険料は毎年保護者の皆様にご負担いただいています。地域クラブは学校の管理下の活動ではないため、別の損害保険に加入しなければなりません。この保険は個人の利益に属する費用ですので保険料を公費で負担することができません。

Q. 会費と保険料を負担ゼロにすることはできないのですか？

A. 既に学校外のクラブチームなどで活動している生徒との公平性を考慮し、受益者負担の考え方から無料にすることができません。困窮世帯(要保護・準要保護)の場合は会費を市から補助する制度を準備します。

Q. 中学生が参加している民間クラブチームの指導者には市から何も支給されないのでですか？

A. 既存の民間クラブチームは生徒の選択肢のひとつであり、各クラブチームは運営のために会費などを徴収しています。地域クラブも運営のために会費と保険料の受益者負担を求めることで整合性とバランスを保っているとご理解ください。

## 【学校現場(平日部活動)との連携】

Q. 平日の部活動が大会や練習試合で休日に活動する場合はどうなるのですか？

A. 小中体連主催の大会や練習試合を優先させますので、休日に大会や練習試合が重なった場合は地域クラブの活動はお休みになります。

Q. 平日の部活動が大会や練習試合で休日に活動する場合は誰が引率しますか？

A. 小中体連主催の大会や練習試合など、学校の部活動として参加する場合は部活動の顧問(教員)が引率します。地域クラブのチームとして大会や練習試合に参加する場合は地域クラブの指導者が引率します。

## 【出欠確認、緊急連絡、相談窓口】

Q. 生徒の出欠確認をどうやって行うのですか？

A. 市の委託事業者が地域クラブに特化したアプリを配布します。そのアプリで出欠の確認や諸連絡などを行います。

Q. 保護者への緊急連絡はどうやって行うのですか？

A. 参加申込の際に登録いただく保護者の緊急連絡先へ市の委託事業者から連絡します。

Q. 気象警報や地震など災害が発生した場合の対応は？

A. 市の委託事業者である株式会社オーネスベストフィットネスでは、非常時の対応マニュアルに基づいて迅速かつ適切に対応することになっています。気象警報などあらかじめ想定できる場合は、活動を中止するなど予防的な対策を実施します。

Q. 部活動の地域移行と言われてもよくわからないので相談や質問ができる窓口はありますか？

A. 保護者の皆様の疑問や不安を解消するため専用の相談窓口(コールセンター)を設置しています。

## 【市の業務委託先の実施体制について】

Q. どうして民間の事業者へ業務を委託するのですか？

A. 市では地域クラブを運営する事業者を公募し、プロポーザル方式の審査を経て決定しています。受託者の株式会社オーネス・ベストフィットネスは、千葉県内の先進地である柏市や佐倉市など多数の自治体の地域クラブの運営実績があります。地域クラブは指導者と参加生徒のほか、保護者、教員、教育委員会事務局など多様な立場の方が関与するため、ノウハウと豊富な実績を有する事業者が実施した方がメリットが大きいとの判断に至ったためです。

## 【兼職兼業について】

Q. 教員ですが休日の地域クラブでも指導したい場合に必要な手続きは何ですか？

A. 市の委託事業者へ指導者の登録が必要です。さらに、勤務する学校長を通じて勤務地の教育委員会へ兼職兼業届を提出してください。小学校や特別支援学校の教員も兼職兼業届を申請すれば地域クラブの指導者になることができます。

Q. 勤務地と異なる自治体で地域クラブの指導をする場合はどこへ申請すればよいですか？

A. 勤務地の教育委員会です。

Q. 休日に小中体連主催の大会等に出場する場合の身分の取り扱いはどうなりますか？

A. 小中体連主催の大会、部活動として参加する練習試合や研修大会等は学校長の管理下で教員としての業務となります。

Q. 兼業兼職の指導者で地域クラブの大会や練習試合に帯同する場合の身分の取り扱いは？

A. 地域クラブとして大会にエントリーしている場合は教員ではなく指導者という身分の取り扱いになります。従って学校長の管理下ではありませんので公務災害も適用されません。市の委託事業者との業務委託契約の中での対応となります。

Q. 平日は顧問として部活動を指導しているが自分の専門外の競技なので、休日の地域クラブで専門の競技の指導をしたいが？

A. ポータルサイト「地域クラブジャパン」の銚子市専用の申込ページから指導者の登録をお願いします。

Q. 令和8年4月からの本格実施までの期間は、休日に部活動を指導し特業手当が支給される教員と、地域クラブで兼職兼業の指導者として謝礼金が支給される教員が混在するのですか？

A. 過渡期のためやむを得ないと認識しています。

\* R7.7.2千葉県教育委員会教育振興部保健体育課担当者へ電話確認したところ教員による休日の部活動の指導や大会引率などの業務がある以上、現在のところ特殊業務手当を廃止する予定はないとの回答でした。

Q. 練習日が減るとレベルダウンしてしまうので休日も部活動を継続したいが？

A. 令和8年4月以降は、銚子市教育委員会の方針としてすべての部活動で休日の活動ができなくなります。すべての生徒が休日の活動を自由に選択できる一方で、休日も活動する部活動の生徒との間で公平性が保てなくなります。さらには、休日の活動における教員の身分と待遇の問題と、活動中に事故が発生した際の責任の所在が問われるため、休日に活動を実施したい場合は地域クラブとして顧問が兼業兼職の手続きのうえ指導者に登録し、部員は地域クラブの会員として参加する方法が最善と考えます。

## 【指導者謝礼金】

Q. 指導者の謝礼金はどのくらいですか？

A. 時給1,800円(1回3時間で5,400円)、大会等で一日従事の場合は日額8,000円です。大会時は交通費1,000円を支給します。

Q. 活動時間は原則3時間以内のことですが、延長した場合は指導者謝礼金が増えますか？

A. いいえ。1回の指導時間は3時間以内と規定していますので、それを超える指導はできません。仮に時間が延長しても指導者謝礼金は3時間分の支給となります。

### 【学校施設の管理】

Q. 休日地域クラブで学校施設を使用する場合に、鍵の開閉や防犯上の対応はどのように行われますか？

A. 学校施設管理者と市の委託事業者で綿密な打ち合わせを行い、必要に応じて適切な措置を講じます。

### 【最後に】

関係者の皆様へお願い

地域クラブの設置と運営など部活動の地域展開は、誰も経験したことがない新しい取り組みです。このため、実際にスタートしてみないとわからない課題もございます。誰もが充実した休日を過ごせるように、それぞれの立場で地域クラブをより良いかたちに方向づけていきたいと考えていますので、関係する皆様のご指導とご協力をお願いいたします。

## ★地域クラブに関する情報は…

銚子市ホームページ	地域クラブジャパンのホームページ
パソコンからは  銚子市地域クラブ  で検索	パソコンからは  地域クラブジャパン  で検索
スマホとタブレットなら  	スマホとタブレットなら  
地域クラブに関するQ & A、保護者説明会の配布資料、これまでに学校から配布した資料、地域部活動検討会議の会議概要などをご覧になれます。	地域クラブの申込、お問い合わせ、お知らせや、保護者説明会の動画などをご覧いただけます。